岐阜県障がい福祉施設エネルギーコスト削減推進事業費補助金交付要綱

（総則）

第１条　県は、障がい福祉施設のエネルギーコストの削減を促進することにより、持続可能な経営構造への転換及び燃料費の高騰による施設の負担軽減を図るため、県内に所在する別表１に掲げる施設を運営する法人（地方公共団体、地方独立行政法人及び独立行政法人を除く。以下「補助事業者」という。）が実施する省エネルギー効果の高い設備への更新に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（欠格事由）

第２条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

⑴　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑶　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。以下同じ。）

⑷　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

⑸　役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

⑹　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

⑺　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

⑻　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

⑼　国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者

⑽　国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者

⑾　法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した者

⑿　第４条の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者

⒀　前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内に所在する別表１に掲げる施設の設備を、別表２に定める省エネルギー効果の高い設備に更新する事業とする。ただし、更新前の設備が同表の省エネルギーに関する基準等の欄に掲げる内容を満たしている場合には、補助対象事業としない。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、知事が適当と認めたものとする。

1. 設備費（購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）
2. 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）
3. 処分費（既存設備等の撤去又は処分に必要な経費をいう。）。ただし、更新前の設備を処分した際に収益を得られた場合は、当該収益額を控除する。

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

　⑴　過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来に使用するものに要する経費

　⑵　中古の設備の導入に係る経費

　⑶　諸経費（リース料、保証料等）

　⑷　消費税及び地方消費税

　⑸　規則第５条に規定する交付の決定の日以前に締結した契約に係るものに要する経費

４　補助金の額は、別表３施設区分の欄に掲げる施設を運営する法人に応じ、同表補助金の額の欄に定める額とする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請は、別表３に定める施設区分ごとに行うものとする。

２　補助金交付申請書の様式は、別記第１号様式のとおりとする。

３　補助金交付申請書には、別記第１号様式において定める書類を添付しなければならない。

４　補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第５条　補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

⑴　補助対象事業に要する経費の配分の変更（２０％未満の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

⑵　補助対象事業の内容の変更（２０％未満の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

⑶　補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

⑷　補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

⑸　補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

⑹　この補助金と補助対象経費を重複して、他の法律又は予算制度による国又は県の負担金又は補助金の交付を受けないこと。

⑺　補助対象事業を行うために締結する契約は、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

⑻　補助対象事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該事業を一括して第三者に再委託をし、又は請け負わせることを承諾しないこと。

⑼　県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

２　前項第１号から第３号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

⑴　前項第１号の承認　事業経費配分変更承認申請書（別記第２号様式）

⑵　前項第２号の承認　事業内容変更承認申請書（別記第３号様式）

⑶　前項第３号の承認　事業中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式）

（申請の取下げ）

第６条　規則第８条第１項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から１０日を経過する日とする。

（状況報告等）

第７条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

（実績報告）

第８条　実績報告書の様式は、別記第５号様式のとおりとする。

２　実績報告書には、別記第５号様式において定める書類を添付しなければならない。

３　実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の２月２８日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第９条　この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

２　補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第６号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除等）

第10条　規則第４条の申請があった場合において、当該申請をした者が第２条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

２　知事は、規則第５条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第２条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第１項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

３　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第11条　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

⑴　不動産及びその従物

⑵　単価30万円以上の機械及び器具

⑶　その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

２　知事は、前項に規定する財産を補助事業者が知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年４月17日付け会発第0417001号厚生労働省大臣官房会計課長通知）第４の規定の例により算定した額を補助事業者に納付させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第12条　規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後５年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を受ける期間が５年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

　　附　則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則（令和６年１月３０日障第１５８８号）

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表１（第１条、第３条関係）

|  |
| --- |
| 対象とする施設 |
| ・障害者支援施設・障害児入所施設・共同生活援助事業所 |

別表３（第３条、第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設区分 | 補助金の額 |
| １ | 障害者支援施設 | 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）※上限額は、200万円とし、30万円未満の場合は、補助金を交付しない。 |
| ２ | 障害児入所施設 | 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）※上限額は、200万円とし、30万円未満の場合は、補助金を交付しない。 |
| ３ | 共同生活援助事業所 | 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）※上限額は、100万円とし、30万円未満の場合は、補助金を交付しない。 |

※ 補助金の申請は、１法人につき、施設区分ごとにそれぞれ１回に限り行うことができるものとする。